

観光・リゾート産業の振興～観光地形成促進地域

沖縄の観光環境

- 豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化、沖縄らしい風景等が醸し出す癒しの雰囲気
- 首里城跡等の文化遺産、空手、組踊等の文化資源、各種スポーツキャンプの実施
- LCCの就航、新石垣空港開港(H25.3)、那覇港大型旅客船ターミナル供用開始(H26.4)
那覇空港滑走路増設事業(H31年度末供用開始予定)

【参考】

- ・入域観光客数の拡大(553万人(H23年度)→658万人(H25年度))
- ・外国客数の拡大(30万1千人(H23年度)→62万7千人(H25年度))
- ・クルーズ船寄港回数の増大(100回(H22)→126回(H25))



目指す姿

世界に誇れる「沖縄観光ブランド」を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成

観光地形成促進地域

※赤字は今改正による緩和・拡充措置

① 投資税額控除

- ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が**1,000万円超(←従来は5,000万円超)**の場合、一定割合(機械・装置の取得価額の15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の8%)を法人税額から控除
- ・取得価額限度額は合計20億円／事業年度、控除限度額は法人税額の20%／事業年度
- ・4年まで繰越し可能

※対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定)

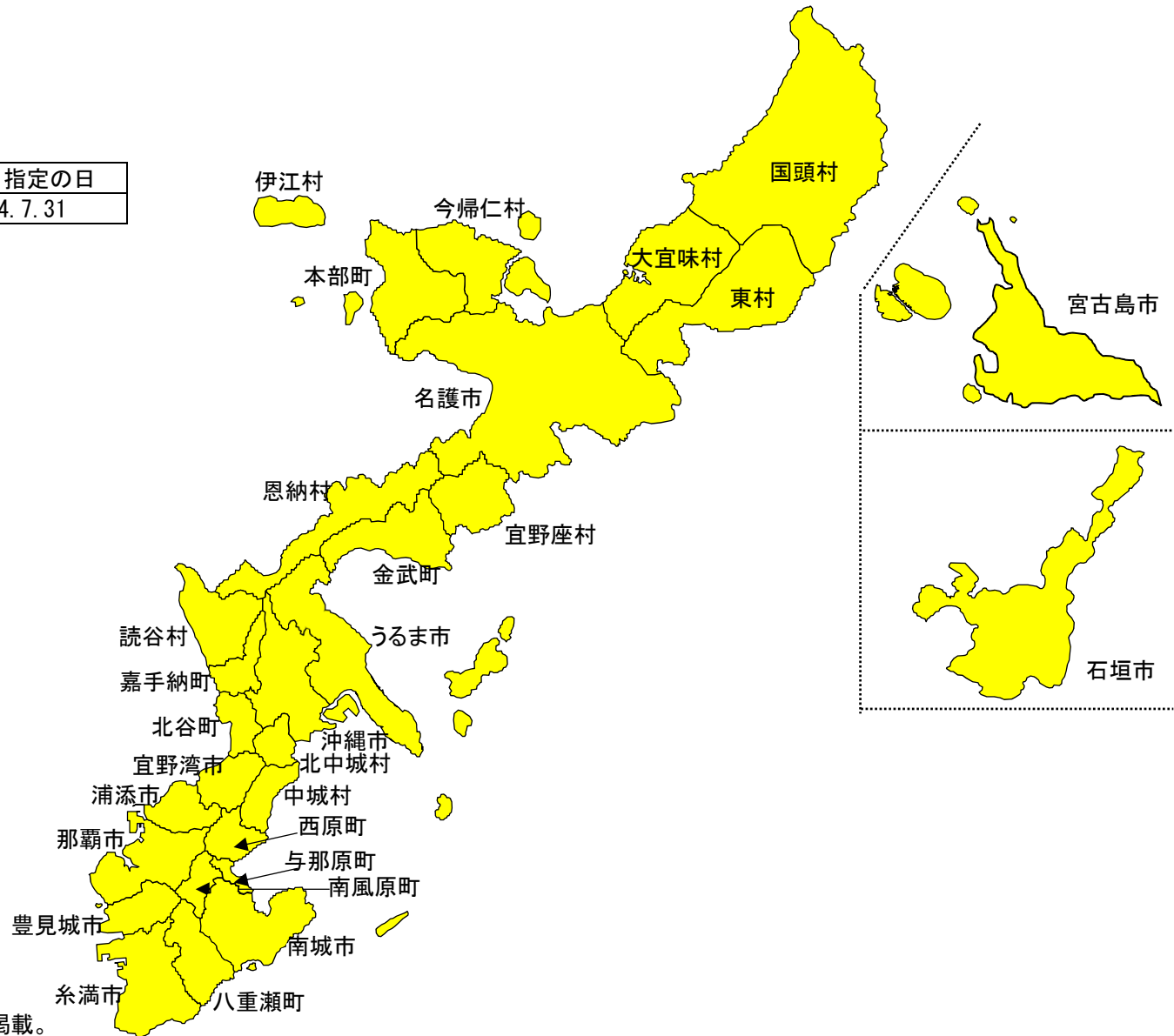
- ①スポーツ・リクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設

② その他、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等



観光地形成促進地域

地域	対象地域	指定の日
観光地形成促進地域	県内全域	H24. 7. 31



スペースの都合上、離島については一部のみ掲載。